

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人平和祈念事業特別基金の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、理事長が総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、増減することができる制度となっている。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)に合わせ、俸給の引下げ(△6.6%)を実施した。(ただし、引下げにより、平成18年3月31日現在の俸給月額に達しない場合は、その差額を支給)また、特別調整手当の支給率を俸給月額の12%から13%に引き上げた。

理事

同上

監事(非常勤)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)に合わせ、非常勤役員手当の引下げ(△2,500円/日)を実施した。(ただし、引下げにより、前年度より引き続き在職している非常勤役員に対しては、引下げ前の手当額を支給)

##### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	17,208	10,716	4,885	1,393 (特別調整手当) 214 (通勤手当)	1月1日	12月31日
理事 (1人)	15,314	9,576	4,293	1,245 (特別調整手当) 200 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (2人)	1,512	1,512	( )			

注:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

##### 3 役員退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長		年 月			該当なし
理事		年 月			該当なし
監事A (非常勤)		年 月			該当なし
監事B (非常勤)		年 月			該当なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

〔中期計画期間中において、中期計画に基づく人件費の適正な管理を行うとともに、業務の効率化、外部委託の推進等により人員の削減を実施する。〕

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔独立行政法人通則法第63条を基本とし、従来どおり人事院勧告に準拠して決定する。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程に基づき、1か年良好な成績で勤務した者を昇給させるとともに、職員の勤務成績に応じて支給する勤勉手当についても、その趣旨により職員の勤務成績がより一層的確に反映されるよう運用する。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当の算定にあたっては、理事長が勤務成績に応じて個別にその都度定める成績率を乗ずることとしている。
俸給	1か年良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)に合わせ、俸給の引下げ(△4.8%)を実施した。(ただし、引下げにより、平成18年3月31日現在の俸給月額に達しない場合は、差額を支給)また、特別都市手当の支給率を俸給月額、扶養手当及び役職手当の合計額の6%から7%に引き上げた。なお、きめ細かい勤務実績の反映を行うため、俸給表の号俸を4分割し、特定職員については、昇給区分を5段階とした。〕

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	11人	43.5歳	7,746千円	5,642千円	222千円	2,104千円
事務・技術	11人	43.5歳	7,746千円	5,642千円	222千円	2,104千円
研究職種						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

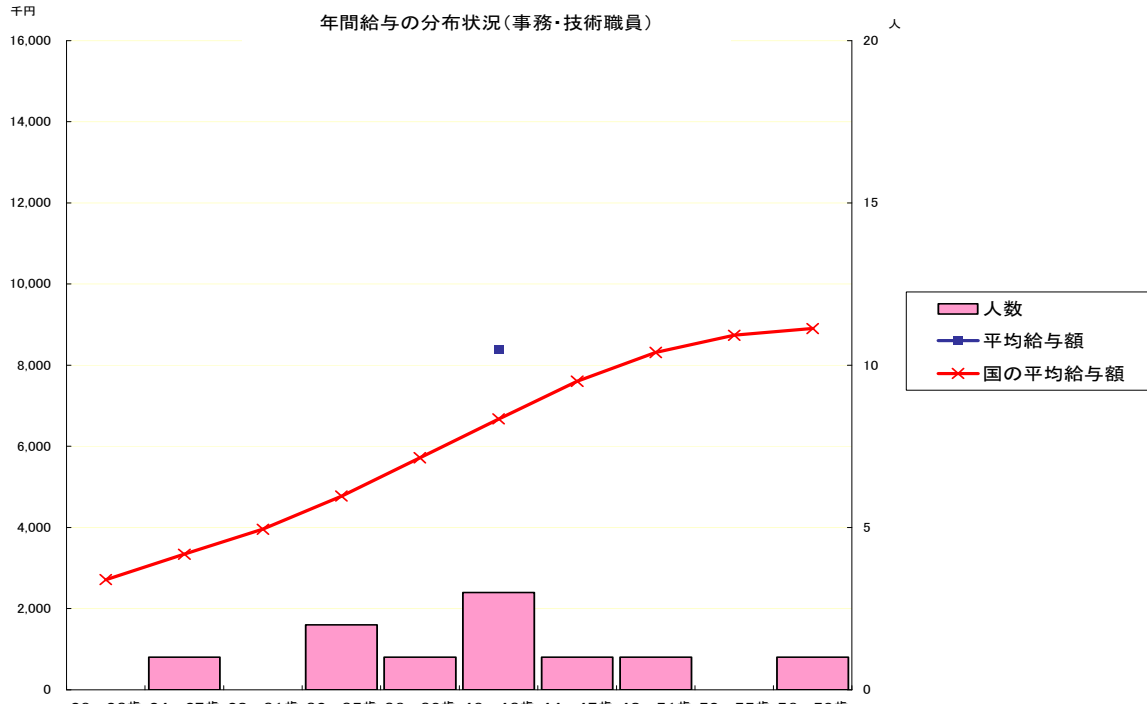
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
9	38.5	3,423	2,632	97	791	
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
9	38.5	3,423	2,632	97	791	
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:年齢40歳～43歳以外は、各年齢階層の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与については表示していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円
部長	1	65.5	—	—
参事	1	58.5	—	—
副参事	4	45.8	—	8,880
上席主査	3	36.2	—	6,104
主査	2	31.5	—	—

注:部長、参事及び主査は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		部長	部長	部長	参事	参事
人員(割合)	11人	人 (%)	人 (%)	1人 (9.1%)	人 (%)	1人 (9.1%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		副参事	副参事	上席主査	主査	主査
人員 (割合)		4人 (36.4%)	1人 (9.1%)	2人 (18.2%)	1人 (9.1%)	1人 (9.1%)
年齢(最高 ～最低)		50 } 43 歳				
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,682 } 6,265 千円				
年間給与 額(最高～ 最低)		9,139 } 8,618 千円				

注:5級以外の各級における該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.5	% 64.2	% 60.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.5	% 35.8	% 39.1
	最高～最低	% 48.4～36.4	% 38.9～32.8	% 43.7～34.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 69.2	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 30.8	% 32.4
	最高～最低	% 37.9～31.7	% 33.2～29.2	% 35.0～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

114.6

対他法人(事務・技術職員)

107.1

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

独立行政法人平和祈念事業特別基金は、事務所が東京都特別区のみで所在していることから対国家公務員指数が高くなっていると考えられる。(地域別(東京都特別区に所在する国の機関)で比較した場合の対国家公務員指数は101.3である)

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成15年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 200,828	千円 196,690	千円 (%) 4,138 (2.1)	千円 (%) △ 3,379 (△1.7)
退職手当支給額 (B)	千円 871	千円 2,018	千円 (%) △ 1,147 (△56.8)	千円 (%) △ 33,881 (△97.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 109,155	千円 106,812	千円 (%) 2,343 (2.2)	千円 (%) 19,049 (21.1)
福利厚生費 (D)	千円 41,432	千円 40,520	千円 (%) 912 (2.3)	千円 (%) 1,912 (4.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 352,286	千円 346,040	千円 (%) 6,246 (1.8)	千円 (%) △ 16,299 (△4.4)

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額が増加したのは、主な要因として、平成17年度は職員に欠員の期間があったこと。また、基金廃止法案が国会で審議・議決されたことに伴う関連事務あるいは新規事業開始に備える新たな事務が発生したことなどによる。

・最広義人件費が増加した要因は、新規事業開始に備え短期非常勤職員を増員したこと等によるものである。

・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、

①中期目標：平成18事業年度以降5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、中期目標の期間の平成18事業年度及び平成19事業年度の2年間に於いても、着実な取組を行う。また給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

②中期計画：平成17事業年度に対し平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行う。このため、中期目標の期間の4年目及び5年目に当たる平成18事業年度及び平成19事業年度においては、平成17事業年度に対し最終事業年度までに2%以上削減する。また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)

削減対象となる基準年度(平成17年度)の給与、報酬支給総額:196,690千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし